

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間を定める件 三〇
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水系に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件の一部を改正する件 三〇
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件の一部を改正する件 三〇
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三三
- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 道路の区域を変更する件三件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三三
- 漁業法によりひらめの採捕等について指示する件 三三
- 福島海区漁業調整委員会 正 誤 三三
- 平成二十二年十一月十二日付け号 外第五十号中 三三
- 平成二十二年十一月三十日付け号 外第五十四号中 三三
- 平成二十二年十二月三日付け定例 第二千二百三十八号中 三三

告 示

福島県告示第七百三十八号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準に

ついて(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。)別表二に掲げる類型をいう。)を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。
平成二十二年十二月十四日
福島県知事 佐藤 雄 平

水 域	該当類型	達成期間
阿賀野川水系 只見川(田子倉貯水池より下流)	河川生物 A	直ちに達成
阿賀野川水系 伊南川	河川生物 A	
阿賀野川水系 田子倉貯水池	湖沼生物 A	
阿賀野川水系 奥只見貯水池	湖沼生物 A	
阿賀野川水系 沼沢湖	湖沼生物 A	
阿賀野川水系 尾瀬沼	湖沼生物 A	

備考 該当類型の欄中「河川生物 A」の表示は、環境庁告示別表二の 1 の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物 A」を示し、「湖沼生物 A」の表示は、環境庁告示別表二の 1 の(2)のウの表の類型の欄に掲げる「生物 A」を示す。
(水・大気環境課)

福島県告示第七百三十九号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件(平成十八年福島県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。
平成二十二年十二月十四日
福島県知事 佐藤 雄 平

本文中「及び暫定目標」を削り、「それぞれ同表の欄」を「同表の達成期間の欄」に改める。
表中「二」を「イ」に改め、同表暫定目標(平成二十二年度)の欄を削り、同表備考 4 を次のように改める。

4 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。
(水・大気環境課)

福島県告示第七百四十号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件(平成十三年福島県告示第三百六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。
平成二十二年十二月十四日
福島県知事 佐藤 雄 平

表中「平成二十二年度」を「平成二十七年度」に、

千五沢ダム貯水池（全域）

千五沢ダム貯水池（全域）

を

六ミリグラム」に改める。

（水・大気環境課）

福島県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

千五沢ダム貯水池（全域）

--	--

に、「一・〇ミリグラム」を「〇・九

名 称

所在地

指定年月日

ながえクリニク

伊達市保原町字中村町三〇―一

平成二十二年一〇月一日

泉田内科こども医院

福島市宮代字前田一九―二〇

同 同 年一月一日

福島アイクリニク

同 市栄町一―エスパル福島五階

同 同 年一月一日

アイル薬局丸子店

同 市丸子字前川原五七―三〇

同 同 年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称

所在地

廃止年月日

ながえクリニク

伊達市保原町字中村町三〇―一

平成二十二年九月三〇日

泉田医院

福島市宮代字前田一九―二〇

同 同 年三月三十一日

アイル薬局丸子店

同 市丸子字前川原五七―三〇

同 同 年三月三十一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称

所在地

休止年月日

志田歯科医院

喜多方市字町尻西四八九五―三

平成一九年一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字萩崎一一九番一 地先から	変更前	五・〇〇	二七二・〇
	同 郡同 町大字谷地 小屋字八幡前六番地先 まで	変更後	一一・〇〇 三五・〇	二七一・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道金谷川停車場 石内線	福島市松川町関谷字大森一番一地从先から	平成二十二年二 月一四日
	同 市松川町関谷字下原六番四地先まで	平成二十二年二 月一四日

(道路計画課)

福島県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道北泉小高線	南相馬市小高区塚原字沼ノ上二〇一番一地从先から	平成二十二年二 月一四日
	同 市小高区塚原字日向九番地先まで	平成二十二年二 月一四日

公 告

公告第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 志賀 隆一 南相馬市小高区飯崎字歓請内三番地の一

(農村計画課)

公告第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、赤穂原地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十二年十月十二日完了したので公告する。

平成二十二年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十二年十二月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違

二 反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十二年十一月十二日付け号外第五十号中(原稿誤り)

二	下	一四	15,574円	14,453円
---	---	----	---------	---------

○平成二十二年十一月三十日付け号外第五十四号中

七	二		「並びに」	並びに
	上	下		
上	一六	一〇	「並びに」	並びに
	受けていた	日に		に受けていた

○平成二十二年十二月三日付け定例第二千二百三十八号中(原稿誤り)

六	二	四	再検査	殺処分
上	上	上		